

2023年12月14日

各 位

会 社 名 旭化成ホームズ株式会社

代表者名 代表取締役社長

川畑 文俊

問合せ先 広報・渉外部長

川田 忠久

(TEL 03-6899-3010)

中央ビルト工業株式会社株式（証券コード 1971）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

旭化成ホームズ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年12月14日開催の取締役会において、中央ビルト工業株式会社（証券コード 1971、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式770,000株（所有割合（注1）：32.75%）を所有する対象者の筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としております。なお、公開買付者の完全親会社である旭化成株式会社（以下「旭化成」といいます。）は、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2023年11月10日に提出した第73期第2四半期報告書（以下「対象者第2四半期報告書」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数（2,378,740株）から、対象者が2023年11月10日に公表した「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（27,647株）を控除した株式数（2,351,093株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

公開買付者は、2023年12月14日開催の取締役会において、対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、797,400株（所有割合：33.92%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（797,400株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（797,400株）は、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数（2,378,740株）から、対象者第2四半期決算短信に記

載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（27,647 株）を控除した株式数（2,351,093 株）に係る議決権数（23,510 個）に 3 分の 2 を乗じた数（15,674 個、小数点以下を切り上げ）に対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（1,567,400 株）について、当該株式数から、本日現在、公開買付者が所有する対象者株式の数（770,000 株）を控除した株式数（797,400 株）としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の 3 分の 2 以上を所有することとなるように設定したものです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2023 年 12 月 14 日付で、対象者の第二位の株主であるアルインコ株式会社（以下「アルインコ」といいます。）との間で、本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております、アルインコが所有する対象者株式の全て（221,950 株、所有割合：9.44%）について、本公開買付けに応募する旨合意しております。なお、本応募契約の概要につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

また、公開買付者は、公開買付者の完全親会社である旭化成より本公開買付けに係る決済の開始日の 2 営業日前（同日を含みます。）までに、公開買付者からの借入金の弁済として本公開買付けにおける買付資金及びその付随費用等を調達する予定です。

なお、対象者が 2023 年 12 月 14 日に公表した「旭化成ホームズ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は 2023 年 12 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたことです。

対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、旭化成において住宅事業を本格的に立ち上げたのを契機に、1972 年 11 月に旭化成（当時の商号は、現商号である旭化成株式会社への変更前の旭化成工業株式会社）の完全子会社の住宅専業会社として設立されました。本日現在、公開買付者グループ（公開買付者並びにその子会社及び持分法適用関連会社を総称していいます。以下同じです。）は、公開買付者、連結子会社 71 社及び持分法適用関連会社 11 社（対象者を含みます。）で構成されており、設立当時より、世代を超えて住み継がれる「ロングライフ住宅」の思想を土台に、フレックスシリーズ（注 1）やヘーベルビルズ（注 2）をはじめとする商品・サービスを展開してきました。公開買付者は、公開買付者の完全子会社である旭化成不動産レジデンス株式会社及び公開買付者の完全子会社である旭化成リフォーム株式会社を中心に、お客様の「いのち・暮らし・人生」を支える住まいづくりの「HEBEL HAUS」（ヘーベルハウス）をマスターブランドとして多様な専門性を持つグループ会社が一体となって“安心で豊かな暮らし”を実現していくために事業を展開しております。

（注 1）「フレックスシリーズ」とは、重量鉄骨を用いた都市型住宅のことをいいます。

（注 2）「ヘーベルビルズ」とは、工業化手法により高品質・高精度の建築を可能とする中高層ビルのことをいいます。

公開買付者グループは、主に建築請負部門、不動産部門、リフォーム部門、海外事業部門の事業部門で構成されています。昨今では、カーボンニュートラルな社会実現への貢献の一つとして、脱炭素社会に向け参加した「RE100」（注3）における当初目標達成年度であった2038年の更なる繰上げを2021年8月に宣言したのと同時に、戸建及び集合住宅の双方においてZEH（注4）の普及を促進しました。また、海外事業部門においては、2022年11月に米国で住宅用配管、躯体、電気、基礎の工事を行う建築サプライヤー企業の買収、続く2023年2月には豪州で戸建住宅の建設・販売を行う企業の買収を行い、公開買付者の事業エリアの拡大を行っております。

(注3) 「RE100」とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブのことをいいます。

(注4) 「ZEH」とは、net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、家庭で使用するエネルギーと、再生可能エネルギーの収支を実質的にゼロ以下にする家のことといいます。

公開買付者は2022年4月に策定した『2030年のあるべき姿 Vision for 2030：「お客様から、社会から必要とされる Essential Company・住まいを創る会社から、人生を創る Life Design Company・働く人が輝く Happiness Company』を目指しこれまで進めてきた「良質なストックの追求」「拡大への挑戦」を支える重要な戦略の柱としての積極的な投資や社会課題の解決、そしてお客様と従業員満足の更なる向上といった新戦略体制の整備に取り組んでおります。また、2023年2月、公開買付者は、「働く人が輝く Happiness Company」の実現に向け本社オフィスのリニューアルを実施し、社員がチームや個人にとって最適な場所を自律的に選択しながら働くことで、生産性の向上や風通しの良い職場環境の実現を目指しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1951年3月に建設工事用鋼管の販売を目的とする中央商事株式会社として設立され、建設現場における足場仮設工事の安全と、木材資源保護のため、従来の丸太足場から鋼管による足場に着目し、1953年4月には我が国で初めて鋼製仮設機材の製造・販売を開始するとともに商号を中央仮設鋼機株式会社に変更したことです。更に、1954年7月には、新たに鋼管構造物の設計・施工を開始し、建築部門にも進出したことです。その後、工場建屋・倉庫等の建築物の設計・施工の売上比重が増したことから商号が事業実態にそぐわないと判断し、1969年9月に現商号に変更したことです。また、対象者株式については、1961年5月に社団法人日本証券業協会東京地区協会に店頭売買銘柄登録を行い、同年10月に東京証券取引所市場第二部に上場し、2022年4月に東京証券取引所における市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場へ移行していることです。なお、対象者は、2021年12月17日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」（以下「本計画書」といいます。）を開示しているのですが、その後、2023年12月14日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を決議したことから、本公開買付けが成立することを条件として、本計画書を撤回することを併せて決議していることです。

対象者は、「変革と共に～未来に向けて～」という企業理念に基づき、中央ビルト工業宣言に定める「5C」（Customers First・Changes・Collaborations・Communications・Compliances）を実践することで、持続可能な成長と長期的企業価値の向上を実現し、広くステークホルダーと一体となって持続可能な社会の実現に貢献することを目指して企業活動に取り組んでいることです。

対象者は、仮設業界のパイオニアとして、仮設機材の販売・賃貸を行う仮設機材事業と住宅用鉄骨部材の受託加工である住宅鉄骨事業を収益部門の二本柱としてこれまで事業展開を行っているのですが、足元の状況において、住宅鉄骨事業では、住宅用鉄骨部材の受託加工を拡大しており、更なる生産増大に対応すべく環境整備を計画的に進めていることです。また、仮設機材事業においては、主要材料である鉄・アルミ・亜鉛メッキ鋼板等の原材料価格及び工場稼働に必要となる電気料金・軽油・ガソリン等のエネルギー価格の高騰により、製造コストが増加しており、収益確保のため価格への転嫁を行ったものの、同業他社との価格競争が激化する等の事業環境の変化が生じており、このような状況の中、対象者は、堅調な業績推移が見込まれる住宅鉄骨事業をベースとして、直近4事業年度連続してセグメント損益が赤字である仮設機材事業の業績回復のための経営改善施策を中心とした中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を2023年6月23日付で新たに策定し、計画達成に向け以下の施策に取り組んでいることです。

仮設機材事業

- (i) 利益重視・採算性アップへの方針転換
 - ・一部製品の海外も含めたOEM 製造によるコスト削減
 - ・資材供給体制（機材センター）の見直しによる間接コスト削減
 - ・機材統括部設置により保有機材の効率化を図り新規投資を抑制
- (ii) 「お客様のニーズに寄り添う」ことを徹底し、共同開発等に注力して新商品開発を加速
 - ・顧客特注品や既存商品のカスタマイズ品の共同開発を通じた既存顧客との関係強化
 - ・オリジナルニッチ商材メーカーとして同業者との差別化の推進
- (iii) 販売推進部の人員増強により販売力強化を図り、新規顧客開拓を推進
 - ・販売推進部の増員及び販売推進部と技術商品開発部間の情報共有の促進による開発スピードの加速
 - ・千葉工場内における仮設展示場の新設

住宅鉄骨事業

- (i) フレックスシリーズ向け鉄骨部材の品質管理の徹底と安定生産
- (ii) ヘーベルビルズ向け鉄骨部材の増産に向けた設備投資、人員の増強

対象者は、1985年8月に、公開買付者の完全親会社である旭化成（当時の商号は旭化成工業株式会社、2001年1月に現商号に変更）との間において業務提携を開始し、旭化成及び旭化成を経由して公開買付者に対して住宅用鉄骨部材の供給を開始したとのことです。その後、対象者は、1987年10月に、公開買付者及び旭化成のフレックスシリーズの上市に伴い、公開買付者及び旭化成への部材供給の充実を図るため、千葉工場内に専用生産ラインを設置したとのことです（なお、1985年8月から、公開買付者が旭化成の住宅事業を吸収分割により承継するまでの2003年10月1日までの間は、公開買付者及び旭化成いずれにおいても住宅事業を行っており、対象者からの住宅用鉄骨部材の仕入れについては旭化成が一括して行い、旭化成より公開買付者に住宅用鉄骨部材を供給する体制となっていました。2003年10月1日以降は、公開買付者のみが住宅事業を行うことになったため、対象者より公開買付者が直接供給を受ける体制となり、本日現在では、対象者より公開買付者の完全子会社である旭化成住工株式会社（以下「旭化成住工」といいます。）が供給を受ける体制となっています。）。2010年以降、公開買付者のフレックスシリーズ拡販戦略で棟数が増えたことにより、公開買付者におけるBCP（事業計画強化）の必要性が増し、更にその後発売されたヘーベルビルズの主要マーケットである関東エリアでの生産体制の整備も求められるようになると、これまで培ってきた相互の信頼・協力関係をより強固なものとするには、住宅用鉄骨部材の供給に係る取引関係を維持・継続するだけではなく、公開買付者及び対象者の間において資本提携を行い、両社間の協力関係を強化する機運が高まりました。

その後、公開買付者は、対象者との相互の事業基盤を有効に活用し、将来の成長に向けた競争力強化を目指し、関東地区における住宅用鉄骨部材の生産体制の強化、コストダウンを実現するためのノウハウの共有を含む協業を行うことを目的として、対象者との間で2017年2月14日付で業務及び資本提携契約（以下「本業務資本提携契約」といいます。）を締結し、2017年3月3日付でアルインコから対象者株式4,600,000株を相対取引により、また公開買付者を割当先とする対象者による第三者割当増資を引受けることにより3,100,000株（当時の所有割合（注5）：13.17%）をそれぞれ1株当たり150円で取得し、対象者株式を合計で7,700,000株（当時の所有割合：32.72%）所有する対象者の筆頭株主となり、対象者を持分法適用関連会社としました。その後、対象者は2017年10月1日に10株を1株とする株式の併合を行い、公開買付者の所有する対象者株式は770,000株（所有割合：32.75%）となり、現在に至っております。

（注5）本段落における「当時の所有割合」とは、対象者が2017年6月23日に提出した第66期有価証券報告書に記載された2017年3月31日現在の発行済株式数（23,787,400株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（252,000株）を控除した数（23,535,400株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

公開買付者及び対象者は、本業務資本提携契約を締結して以来、経営情報の交換や人材交流を通して競争力強化を行い、相互の事業基盤の活用及びノウハウの共有を含む協業を行うことで、互いの連

携を深めてきました。一方で、昨今における公開買付者及び対象者が属する国内住宅市場においては、新型コロナウィルスの影響による行動制限の緩和を受けた社会経済活動の活発化に伴い、事業環境の改善が期待されるものの、原材料価格の高騰やウクライナ情勢、円安の影響による物価上昇等、先行き不透明な状況が続いており事業環境が大きく変化しております。また、株式会社野村総合研究所が推計・予測する日本における「2023～2040 年度の新設住宅着工戸数」によると、持家の新設住宅着工戸数は、建築コストの上昇や住宅ローン金利の先高観による消費マインドの冷え込みの影響で 2022 年度の 86 万戸から、2030 年度には 74 万戸、2040 年度には 55 万戸と減少していく見込みであり、住宅需要については厳しい状況にあると公開買付者では考えております。

かかる状況下、旭化成住工を通じて、対象者より建築請負部門の国内売上高の約半分の鉄骨部材の供給を受けている公開買付者は、対象者の強みである住宅用鉄骨部材の供給能力と品質の安定性を活かし、上記のような厳しい事業環境においても更なる事業拡大を図る必要があると認識しました。そのためには、対象者との間での協業体制における機動的な情報交換や迅速な意思決定を図る必要があるものの、現在の出資比率では、対象者が上場会社であるため少数株主の利益に配慮した事業運営を行う必要があることから、営業上の秘密を含む情報の共有に制約があり、2023 年 3 月中旬、公開買付者として、本業務資本提携契約で企図していた「将来の成長に向けた競争力強化」を今後推進することが難しいと認識するに至りました。また、対象者は、有価証券報告書等の作成・情報開示、監査、株主総会の運営や株主名簿管理人の設置費用といった上場維持にかかるコストに加えて、コーポレートガバナンス・コードにおいて、独立社外取締役の比率を高める等、上場会社として種々の対応事項が求められることによって発生するコストを負担しており、公開買付者は、対象者の事業拡大に向けた経営資源に制約が生じているものと考えております。

かかる認識に基づき、公開買付者は、2023 年 3 月下旬、今後より一層の事業拡大を図っていくためには、対象者との資本関係を更に強化し、これまで以上の一体化した経営を行うことにより、協業体制の構築や経営資源・ノウハウの最大化、意思決定の迅速化・簡素化、事業成長への経営資源の集中を図り、対象者の収益力の向上と成長に伴う利益を享受する必要があるとの考えに至りました。他方で、以下のシナジーの創出に向けた各施策の実行は、対象者の中長期的な企業価値の向上の観点からは必要と考えられるものの、短期的には資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者の少数株主の利益を損なう可能性も否定できないことから、公開買付者は 2023 年 7 月下旬に対象者を公開買付者の完全子会社とすることが最適であると考えるに至りました。

なお、公開買付者が、本取引において想定している具体的なシナジー効果は以下のとおりです。

(i) シームレスな協業体制構築によるサプライチェーンの強化

新築住宅の建築・販売を行う公開買付者と住宅用鉄骨部材の供給を行う対象者において、より一的な事業運営を行うことでシームレスな協業体制の構築が可能になると想定しております。例えば、公開買付者と対象者においては、これまでヘルベルハウス・ヘルベルビルズ向け鉄骨部材の対象者に対する製造委託を中心に連携し関係を強化して参りましたが、対象者の完全子会社化後においては、対象者のみのノウハウで運営されていた品質や安全に対する取り組みが、公開買付者並びに公開買付者の完全親会社である旭化成のノウハウが共有化されることで、更なる品質向上や安全対策強化などの各種改善・改良活動を行うことができ、より緊密な供給体制を構築することによってサプライチェーンの強化をできると考えております。

(ii) 経営資源・ノウハウの最大化

公開買付者の完全親会社である旭化成及び対象者はそれぞれが独立した上場会社であることから、独立した事業運営を行う必要があります。公開買付者及び対象者との間では、公開買付者及び公開買付者の完全親会社である旭化成が保有する業務効率や生産性の改善・改良などのノウハウを対象者が利用すること、公開買付者の完全親会社である旭化成が一元管理を行うグループファイナンス (CMS) を活用することによる、資金運用の効率化や金融コストの削減のメリットを享受することに制約があります。対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者及び対象者が経営インフラ（具体的には、共通 IT システムを利用することによる管理統制の強化、グループ人材育成プログラム等の利用、財務基盤の活用が考えられます。）の相互利用が可能となる体制を構築することにより、経営資源・ノウハウの最大化を図れると考えております。

(iii) 公開買付者グループの経営戦略を踏まえた意思決定の迅速化・簡素化

対象者は公開買付者の子会社ではなく、いわゆる親子関係はないものの、公開買付者は、対象者の筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としており、また、対象者の取締役 7 名のうち公開買付者の出身者が 1 名、公開買付者の従業員を兼務している者が 1 名いるところ、公開買付者と対象者の少数株主の皆様との間には利益相反の関係があると考えられるため、公開買付者主導のガバナンスや公開買付者グループ内における経営資源の配分に制約が課せられるものと認識しております。また、当該利益相反関係が存することから、公開買付者と対象者との間では、対象者の少数株主の利益にも配慮した慎重な判断をする必要があり、その結果として、公開買付者グループと対象者における共通の経営戦略を推進するにあたっては、相応の協議、プロセスを要することもあり、迅速な意思決定や機動的な施策の実行が困難になる事態も生じております。その一方で、対象者の更なる企業価値向上を達成するためには、将来を見据えた投資分野の選択や製品開発の高度化等、事業運営における柔軟かつ迅速な意思決定が重要となるところ、本取引により、上述の利益相反関係を解消した上で、公開買付者と対象者との間の意思決定プロセスの簡素化を実現し、安定供給と品質確保の観点からの顧客ニーズへの迅速な対応を可能とする組織運営の強化を図れると考えております。

このような認識や考えのもと、公開買付者は 2023 年 4 月上旬に本取引の本格的な検討を開始し、2023 年 7 月上旬、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、2023 年 7 月上旬には法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をそれぞれ選任しました。その後、公開買付者は、2023 年 7 月 24 日、対象者に対して、公開買付者の社内で本取引の検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨を伝達し、2023 年 7 月 27 日、対象者から協議に応じる旨の回答を得ました。これを受け、公開買付者は、2023 年 8 月 26 日、本取引の背景及び目的、想定されるシナジー及びスケジュールを記載した意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を対象者に対して提出しました。これに対して、公開買付者は、2023 年 9 月 1 日、対象者より、適切な社内検討体制の整備を含め、公正性担保措置を講じた上で正式な検討を開始する旨の回答を受けました。そして、公開買付者は、2023 年 8 月下旬から 2023 年 11 月上旬まで対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施するとともに、2023 年 11 月 15 日には、対象者が設置した本特別委員会（下記に定義します。以下同じです。）に対して、本取引の意義・目的、本取引の概要について説明を行うとともに、本特別委員会からの質疑に対する回答を行いました。

また、2023 年 11 月中旬以降は、本公司買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公司買付価格」といいます。）について協議を重ねてまいりました。具体的には、2023 年 11 月 15 日、公開買付者は対象者に対して、デュー・ディリジェンスによって開示された対象者の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書、2023 年 11 月 14 日時点の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の市場株価の終値の単純平均値、対象者より受領した 2024 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの事業計画を基礎とし、公開買付者において一定の調整を行った収益予測を前提として算定したみずほ証券による株式価値試算結果及び本公司買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公司買付価格を 665 円（2023 年 11 月 14 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 532 円に対して 25.00%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 542 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して 22.69%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 557 円に対して 19.39%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 541 円に対して 22.92% のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。）を加えた価格）とすることを提案しました。これに対し、2023 年 11 月 20 日、公開買付者は、対象者より、公開買付者、旭化成及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社 AGS コンサルティング（以下「AGS コンサルティング」といいます。）による対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準等を踏まえ、当該提案価格について本特別委員会とともに検討し、当該提案価格は、対象者の企業価値を適切に反映したものではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考えたことから、本公司買付価格の再考を要請されました。これを受け公開買付者にて再度検討を行い、2023 年 11 月 22 日、本公司買付価格を 705 円（2023 年 11 月

21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値530円に対して33.02%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値539円に対して30.80%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値556円に対して26.80%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値541円に対して30.31%プレミアムを加えた価格。)とすることを再提案しました。2023年11月27日、公開買付者は、対象者より、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準(PBR(株価純資産倍率)の水準を含みます。)等を踏まえ、2023年11月22日に提案された本公開買付価格は、依然として対象者の企業価値を適切に反映したものではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考えたとのことから、本公開買付価格の更なる引き上げ及び公開買付者から提案する本公開買付価格の設定根拠を示すよう要請されました。公開買付者は、対象者からかかる要請について改めて真摯に検討し、2023年11月29日、本公開買付価格を740円(2023年11月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値539円に対して37.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値537円に対して37.80%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値556円に対して33.09%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値541円に対して36.78%プレミアムを加えた価格。)とすることを再提案しました。また、公開買付者は、提案する本公開買付価格が、対象者より受領した事業計画に対し、公開買付者にて一定の調整を加えた事業計画を用い算出したディスカウントド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づくみずほ証券による試算結果に鑑みれば、十分に魅力的な提案であると判断しており、また、一般株主の取得株価にかかる分析を踏まえても十分な価格及びプレミアム率であると認識している旨の説明も行いました。これに対して、2023年12月4日、公開買付者は、対象者より、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準(PBR(株価純資産倍率)の水準を含みます。)等を踏まえ、2023年11月29日に提案された本公開買付価格について本特別委員会とともに慎重に検討した上で、当該提案価格は、対象者の少数株主の利益への配慮という観点から、相当程度の配慮をしているものと捉えているものの、本取引の実行によるシナジーを加味しておらず、将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないこと及び対象者株式を長期間保有している株主の利益に対しても最大限の配慮が必要であると考えたのことから、本公開買付価格の更なる引き上げ要請を受けました。これを受け公開買付者は、対象者からの回答を真摯に検討し、様々なステークホルダーの利益に最大限配慮する観点から、2023年12月6日、本公開買付価格を750円(2023年12月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値534円に対して40.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値537円に対して39.66%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値553円に対して35.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値542円に対して38.38%プレミアムを加えた価格。)とすることを再提案しました。その後、公開買付者は、2023年12月11日、対象者より、対象者の少数株主の利益への配慮を理由に、引き続き本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けましたが、2023年12月13日、当該提案価格は、公開買付者として提示可能な最大限度の価格であり、これ以上の価格の引上げには応じられないとして、改めて本公開買付価格を750円とする旨の提案を行いました。これに対し、同日付で対象者から当該最終提案を受諾する旨の回答を得ました。

また、公開買付者は、上記対象者との間の協議及び交渉と並行して、アルインコに対して2023年11月15日に本応募契約のドラフトを提示し、本取引を実施する意向がある旨を説明するとともに、本公開買付けへの応募について打診を行ったところ、同日、アルインコから本取引の趣旨に賛同し、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、アルインコとの間で本公開買付けへの応募に関して協議・交渉を実施し、2023年12月14日、本公開買付価格を750円とすることを含めた本応募契約を締結しております。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、2023年12月14日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年7月24日に、公開買付者から本取引について本格的な検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨の説明を受けたとのことです。対象者は、本取引を実施することにより公開買付者の完全子会社になることは、公開買付者グループとのより一層の連携強化や対外信用力の強化を通じて対象者の企業価値向上に資する可能性があるとの初期的判断に基づき、2023年7月27日に、公開買付者に対して本取引に係る協議に応じる旨

の回答をしたとのことです。その後、2023年8月26日付で、公開買付者から本取引に関する本意向表明書の提出を受けたことから、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性その他本公司開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2023年9月上旬に、公開買付者、旭化成及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGSコンサルティングを、また、公開買付者、旭化成及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を、それぞれ選任したとのことです。また、対象者は、同月上旬から、岩田合同法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、公開買付者から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。

更に、対象者は、本取引が対象者の主要株主かつ筆頭株主による持分法適用関連会社の買収に該当し、公開買付者と対象者又は対象者の少数株主との間に構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題が存することを鑑み、本取引の公正性を担保し、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益の確保を目的として、2023年9月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき、特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置したとのことです。本特別委員会は、2023年9月14日、公開買付者、旭化成及び対象者からの独立性並びに専門性に問題がないことを確認の上、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGSコンサルティングを選任すること、並びにリーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を選任することをそれぞれ承認したことです。

その上で、本特別委員会は、2023年11月中旬、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引の意義・目的、本取引の概要について公開買付者の説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。

また、対象者は、2023年11月中旬以降は、本取引の目的や取引条件、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、本特別委員会の指示その他の実質的関与の下で、本公司開買付価格について協議を重ねてきたとのことです。具体的には、本公司開買付価格について、2023年11月15日、公開買付者は対象者に対して、デュー・ディリジェンスによって開示された対象者の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書、2023年11月14日時点の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値532円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値542円、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値557円、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値541円、対象者より受領した2024年3月期から2028年3月期までの事業計画を基礎とし、公開買付者において一定の調整を行った収益予測を前提として算定したみずほ証券による株式価値試算結果及び本公司開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公司開買付価格を665円とする旨の提案を行った後、対象者は、対象者の第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準等を踏まえ、当該提案価格について本特別委員会とともに検討し、当該提案価格は、対象者の企業価値を適切に反映したものではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考え、2023年11月20日、公開買付者に対して、本公司開買付価格の再考を要請したとのことです。2023年11月22日には、本公司開買付価格を705円とする旨の提案を受け、対象者は、2023年11月27日、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準(PBR(株価純資産倍率)の水準を含みます。)等を踏まえ、当該提案価格について、依然として対象者の企業価値を適切に反映したものではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考え、本公司開買付価格の更なる引き上げ及び公開買付者から提案する本公司開買付価格の設定根拠を示すよう要請したとのことです。2023年11月29日、対象者は、公開買付者から本公司開買付価格を740円とするとの再提案を受け、公開買付者の提案する本公司開買付価格が、対象者より受領した事業計画に対し、公開買付者にて一定の調整を加えた事業計画を用い算出したDCF法に基づくみずほ証券による試算結果に鑑みれば、十分に魅力的な提案であると判断しており、また、一般株主の取得株価にかかる分析を踏まえても十分な価格及びプレミアム率であると認識している旨の説明を受けたとのことです。それを受け、2023年12月4日、対象者は公開買付者に対し、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミア

ム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準（PBR（株価純資産倍率）の水準を含みます。）等を踏まえ、2023年11月29日に提案された本公開買付価格について本特別委員会とともに慎重に検討した上で、当該提案価格は、対象者の少数株主の利益への配慮という観点から、相当程度の配慮をしているものと捉えているものの、本取引の実行によるシナジーを加味しておらず、将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないこと及び対象者株式を長期間保有している株主の利益に対しても最大限の配慮が必要であると考え、本公開買付価格の更なる引き上げを要請したことです。2023年12月6日、対象者は、公開買付者から本公開買付価格を750円とすることの再提案を受け、2023年12月11日、対象者は公開買付者に対し、本公開買付価格に一定の合理性が認められるものと考えているものの、少数株主の利益に最大限配慮する観点から、本公開買付価格の更なる引き上げを要請したことですが、その後、2023年12月13日、対象者は、公開買付者から、当該提案価格は、公開買付者として提示可能な最大限度の価格であり、これ以上の価格の引上げには応じられないとして、改めて本公開買付価格を750円とする旨の提案を受け、対象者は、同日付で、当該最終提案を受諾する旨の連絡をし、本公開買付価格を750円とすることで実質的な合意に至ったとのことです。

更に、対象者は、リーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けると共に、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、本取引に関する財務的見地からの助言及び2023年12月13日付の対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）の提出を受けたとのことです。その上で、対象者取締役会は、本特別委員会から2023年12月14日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受け（本答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）、本答申書の内容を踏まえ、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値の向上ができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討をしたとのことです。

その上で、対象者取締役会においては、本特別委員会が公開買付者から受けた説明の内容及び公開買付者との間での質疑応答の内容並びに本答申書の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引には、以下のメリットが認められることから、対象者の企業価値向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

(a) 公開買付者グループとの協業体制の強化による収益力の向上

対象者は、公開買付者が販売する新築住宅に使用する鉄骨部材について、公開買付者の完全子会社である旭化成住工から材料の供給を受け、製造業務を受託しているとのことです。しかしながら、対象者は上場会社として、公開買付者グループとの取引は少数株主の利益に配慮した慎重な検討が求められ、経営資源の共有や迅速な意思決定には一定の制約があり、現在の資本関係のままで協業体制をより一層拡大することは困難な状況にあるものと考えているとのことです。

本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることで、少数株主が存在する中で一定の制限があった公開買付者と対象者の間の更なる連携強化が可能となるとのことです。また、公開買付者グループと一体感を持った迅速な意思決定が可能となることによる、公開買付者が展開する住宅事業における部材供給のサプライチェーンのより一層の協業の推進（例えば、これまでのヘーベルハウス・ヘーベルビルズ向け鉄骨部材の製造受託を中心とした連携から、公開買付者の首都圏を中心とした営業展開と対象者の千葉工場という好立地性も生かした連携体制の拡大等）は、対象者の収益力の向上に繋がるものと考えているとのことです。

また、対象者が展開する仮設機材事業に関しても、対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者と対象者の間の更なる連携強化及び公開買付者グループと一体感を持った迅速な意思決定が可能となる結果、建設事業を展開する公開買付者グループとの間で、より一層の協業の推進（例えば、対象者と公開買付者グループとの間における仮設機材の共同開発

の推進等)が可能となり、対象者の収益力の向上に繋がるものと考えているとのことです。

(b) 人材やノウハウの共有を通じた安定的な供給体制の強化

対象者の住宅鉄骨事業は2017年2月の本業務資本提携契約以降、住宅用鉄骨部材の受託加工を拡大している一方で、品質の安定、労働安全衛生の改善が課題であると認識しているとのことです。

本取引により、公開買付者グループと事業会社の枠を超えた人材交流をより一層促進することが可能となり、公開買付者との間での製造情報の一元化による事務作業の効率化や、教育体制の充実による管理面を含めた製造ノウハウの共有化を進めること等により、対象者の経営課題である品質の安定及び労働安全衛生の改善を図ることができると考えているとのことです。

(c) 財務的な支援や信用力の補完

対象者は、必要運転資金の調達において主として金融機関からの借入を利用してますが、本取引により、公開買付者の完全親会社である旭化成が一元管理を行うグループファイナンス(CMS)の活用による財務的な支援や信用力の補完を受けることが期待でき、対象者の資金調達力の向上や調達コストの軽減等を通じて、対象者の財務基盤の強化を図ることができると考えているとのことです。

(d) 上場維持コストの負担軽減

対象者は、本取引を通じて対象者株式が非公開化されることにより、監査費用のほか、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することができるとのことです。対象者が上場を維持するための業務やコスト負担は、会社法の改正、コーポレートガバナンス・コードの改訂、新市場区分における上場維持基準等に対応するため年々大きくなっていますが、対象者株式が非公開化されることによって、これらに要する業務及びコスト負担を軽減できると考えているとのことです。

なお、株式の非公開化に伴う一般的なデメリットとして、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、社会的信用力の低下、人材採用が難しくなるなど、上場会社として享受してきたメリットを非公開化以後享受できなくなること等が挙げられることがあります。もっとも、旭化成が行うグループファイナンス(CMS)の利用や旭化成のグループ会社として信用力の補完を受けることが期待できることを踏まえると、エクイティ・ファイナンスによる資金調達の必要性は低く、また、社会的信用力・人材採用の面においても、旭化成のグループ会社の一員としてのブランド力・信用力を活用できることを踏まえると、本取引の実施により不利益が生じる可能性は低く、むしろ良い影響が生じる可能性があると考えられることから、株式の非公開化によるデメリットは限定的であり、更に株式の上場を維持するために必要な人的・経済的コストを踏まえれば、株式の非公開化によるメリットの方が大きいと考えているとのことです。

また、対象者取締役会は、以下の諸点等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(a) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているAGSコンサルティングによる対象者株式の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果(529円～546円)の上限を上回るものであり、また、DCF法に基づく算定結果(559円～909円)の中央値を超える金額であること。

(b) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年12月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値529円に対して41.78%、2023年12月13日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値534円に対して40.45%、過去3ヶ月間の終値単純平均値546円に対して37.36%、過去6ヶ月間の終値単純平均値543円に対して38.12%のプレミアムがそれぞれ加算されており、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に公表さ

れ、2023年11月14日までに成立した支配関係のない会社同士かつ完全子会社化を目的とした公開買付けの事例（ただし、MBO案件を除く。）64件におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の終値に対して43.45%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して44.56%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して45.28%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して53.82%）との関係で必ずしも高い水準とは評価できないものの、上記事例におけるプレミアム分布を10%刻みで分析した結果、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム率では40%台が、過去1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアム率では30%台がそれぞれ最頻値であり、本公開買付価格のプレミアム率（本公開買付けの公表日の前営業日である2023年12月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値529円に対して41.78%、2023年12月13日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値534円に対して40.45%、過去3ヶ月間の終値単純平均値546円に対して37.36%、過去6ヶ月間の終値単純平均値543円に対して38.12%）は同等の水準にあることから、相応のプレミアムが付された価格であると評価できること、

(c) 本公開買付価格は、対象者の2023年9月30日現在の簿価純資産額である2,555百万円を自己株式控除後の発行済株式総数(2,351,093株)で割ることにより算出した1株当たり簿価純資産1,087円を下回っているものの(31.00%のディスカウント)、純資産は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的でないと考えていること。また、仮に対象者が清算する場合、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、即時・一括の売却が困難と考えられる汎用性の乏しい製造工場や、本社、支店及び機材センターの各建屋等は建築後相当程度の年月が経過し老朽化していることを踏まえると帳簿価額での売却が困難であり、更地にした上で売却が必要であることが見込まれ、その場合には、建物等の土地の上に存する資産は取り壊しが必要になることから該当する資産の帳簿価額の大部分は毀損することが見込まれること、製造工程の製品や仕掛品、原材料・貯蔵品の換価額は、スクラップ価値を基準としたものとなり、相当程度の毀損が見込まれること(具体的には、対象者の貸借対照表(2023年9月末)上、製品688百万円、仕掛品450百万円、原材料・貯蔵品395百万円、建物・構築物(純額)589百万円、機械装置・工具器具備品・リース資産(純額)142百万円、合計2,265百万円(総資産に占める割合23.45%))に対し、金額を明確に算出しているわけではないものの、相当程度の毀損が見込まれることです。)、更に、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の相当程度の追加コストの発生も見込まれること等に鑑みると、対象者の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度に毀損された金額となることが想定され(なお、対象者においては、清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される、想定の清算価値を上回っていることの確認までは行っていないとのことです。)、1株当たり簿価純資産が対象者株式の公正価値の最低価格となるという考え方を採用し難いと考えていること。

(d) 今般の東京証券取引所の市場区分の見直しにおいて、新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として、流通株式時価総額10億円以上の基準が設けられている中、2023年3月31日現在における対象者の流通株式時価総額が6.27億円であることを踏まえると、直ちに上場廃止になるわけではないものの、当該基準への抵触により将来的に対象者の上場維持が困難となるおそれがあると認識しており、本取引を行うことは、対象者の少数株主にとっても、対象者株式の上場廃止に伴う不利益を回避しつつ対象者株式の売却機会を提供するものとして、望ましい選択肢となる可能性があると考えられること、

(e) 本取引に関しては、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を解消するための措置が採られており、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件の決定に際し、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、

(f) 本公開買付価格は、上記本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等と評価できる協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、より具体的には、対象者が、本特別委員会とともに、各アドバイザーから専門的な知見等について助言を受けて検討した上で、公開買付者との間で真摯かつ継続的に、協議・交渉を重ねた結果として、公開買付者が当初提案した価格から大幅な引き上げがなされた価格であること、

(g) 下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設

置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本公司買付価格を含む本取引の条件が妥当であると認められると判断されていること、

以上より、対象者は、本公司買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、かつ本公司買付価格を含む本取引に係る諸条件は少数株主の利益を含む株主共同の利益に資するものであると判断したため、2023年12月14日開催の取締役会において、本公司買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公司買付けへの応募を推奨することを決議したことです。

なお、対象者取締役会の決議の詳細については、下記「(3) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

③ 本公司買付け後の経営方針

公開買付者は、上記「① 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより、協業体制の構築や経営資源・ノウハウの最大化、意思決定の迅速化・簡素化、事業成長への経営資源の集中の実現に向けた最適な経営体制の構築に取り組んでいく方針です。

なお、本日現在において、対象者の取締役7名のうち公開買付者の出身者が1名、公開買付者の従業員を兼務している者が1名おります。本取引後の対象者の経営体制については、本公司買付けの成立後、対象者の現在の経営体制を尊重しつつ、双方の企業価値を更に向上させる観点から公開買付者及び対象者との間で協議を行い決定していく予定であり、現時点で具体的に決定又は合意している事項はなく、また、対象者との間で対象者の経営体制に関して交渉は行っておりませんが、公開買付者としては、公開買付者から1名以上の取締役を派遣することを想定しています。

(3) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公司買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。もっとも、①公開買付者は、対象者株式を770,000株（所有割合：32.75%）所有することにより対象者を持分法適用関連会社としており、対象者の第二位の株主であるアルインコとの間で本応募契約を締結していること、②対象者の取締役7名のうち公開買付者の出身者が1名、公開買付者の従業員を兼務している者が1名存在すること、③本公司買付けの結果、公開買付者が対象者の支配株主となった場合、本公司買付け後に予定されている本スケイズアウト手続は、支配株主による従属会社の買収に該当するところ、本取引はこれらを一連の取引として行うものであることを踏まえ、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確保し、利益相反を回避すべく、公開買付者及び対象者は以下の措置を講じております。

なお、公開買付者は、本公司買付けにおいて、797,400株（所有割合：33.92%）を買付予定数の下限として設定しており、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」（対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（2,378,740株）から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（27,647株）及び公開買付者が所有する本日現在の対象者株式数（770,000株）を控除した株式数（1,581,093株）に係る議決権の数（15,810個）の過半数に相当する数（7,906個）に相当する対象者株式数（790,600株））を上回るものとなります。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公司買付価格を決定するにあたり、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコから独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、みずほ証券は、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコの関連当事者には該当せず、本公司買付けに関して重要な利害関係を有しております。ま

た、公開買付者は、本「(3) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、みずほ証券から本公司買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

公開買付者がみずほ証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公司買付けを含む本取引に関する対象者取締役会における意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者、旭化成及び対象者から独立した第三者算定機関としてAGSコンサルティングに対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2023年12月13日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、AGSコンサルティングは、公開買付者、旭化成及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会において、AGSコンサルティングの独立性及び専門性に問題がないことが確認されているとのことです。また、本取引に係るAGSコンサルティングによる対象者へのフィナンシャル・アドバイザー業務及び株式価値算定業務に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公司買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりAGSコンサルティングを対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

AGSコンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定に当たり採用すべき算定手法を検討した上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者の将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を用いてそれぞれ株式価値の算定を行ったとのことです。なお、対象者は、本「(3) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、AGSコンサルティングから本公司買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

市場株価法 : 529円から546円

DCF法 : 559円から909円

市場株価法では、本公司買付けの公表日の前営業日である2023年12月13日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値529円、同日までの過去1か月の終値の単純平均値534円、同日までの過去3か月間の終値の単純平均値546円、同日までの過去6か月間の終値の単純平均値543円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を529円から546円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した対象者の2024年3月期から2028年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2024年3月期第3四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を559円から909円までと算定しているとのことです。

なお、本事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれており、具体的には、2025年

3月期においては、仮設機材事業における内製から外注化の推進、機材センターの集約による地代家賃の減少等のコスト削減を主因として営業利益が前事業年度比 112 百万円、それに加え、前事業年度比で設備投資を抑制することを要因にフリー・キャッシュ・フローが前事業年度比 281 百万円増加することを見込んでいるとのことです。2026 年 3 月期は、仮設機材事業における更なる外注化比率の向上による製造原価の減少等を主因として、営業利益が前事業年度比 94 百万円、フリー・キャッシュ・フローが前事業年度比 105 百万円増加することを見込んでいるとのことです。2028 年 3 月期は、継続した設備投資の抑制による減価償却費の減少を主因として、営業利益が前事業年度比 107 百万円増加することを見込んでいるとのことです。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、対象者が上場廃止になることによる上場維持費用の削減を除き、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

(注) AGS コンサルティングは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含むとのことです。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。ただし、AGS コンサルティングは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回に亘って対象者と質疑応答を行い、その作成経緯、内容及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、本事業計画の合理性を確認しているとのことです。なお、AGS コンサルティングが DCF 法の算定の前提とした本事業計画は、対象者が 2023 年 6 月に公表した本中期経営計画における各事業年度の計画数値を上回る内容となっておりますが、この点について、本特別委員会において審議がなされており、下記「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本中期経営計画における計画数値は、対象者が本中期経営計画以前に策定・公表した 3 度の中期経営計画がいずれも未達であった実績に鑑み、達成確度が高いと見込まれる保守的な水準として設定したものであるため、対象者は、AGS コンサルティングが対象者株式の価値算定を行うにあたり再策定する本事業計画では、足元の市況を踏まえ、努力要素を十分に織り込んだ上で実現可能性を見込むことができる水準に設定することが適切であると判断したとのことです。本事業計画は、作成経緯に関して対象者から本特別委員会に対して詳細な説明を行い、作成の前提、内容等について質疑応答を行った上で、その合理性について本特別委員会の確認及び承認を受けたものであり、本中期経営計画における財務数値と本事業計画に差異が生じていることに関しては、本特別委員会としても、合理的であると判断しているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、その公正性及び適正性を確保するために、公開買付者、旭化成及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして選任した岩田合同法律事務所から、2023 年 9 月上旬以降、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、岩田合同法律事務所は、公開買付者、旭化成及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

また、本特別委員会において、岩田合同法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことが確認されているとのことです。同事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年9月1日の取締役会において、企業価値の向上及び少数株主の利益の確保を図る観点から、本取引の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、公開買付者、旭化成及び対象者から独立性を有する委員の3名（対象者の社外取締役（監査等委員）兼独立役員である岡本直也氏（弁護士）、対象者の社外取締役（監査等委員）兼独立役員である実野現氏（弁護士）、外部有識者である座間陽一郎氏（公認会計士・税理士、座間会計事務所代表））から構成される本特別委員会を設置することを決議したこと（なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、本特別委員会の委員長として岡本直也氏を選定していることです。）。なお、対象者は、座間陽一郎氏が公認会計士・税理士として本取引と同様の類型の取引につき豊富な経験を有していることを理由として、外部有識者としての就任を依頼していることです。また、本特別委員会の各委員の報酬は、本取引の成否に係わらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことです。

対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(i) 本取引の目的の正当性・妥当性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）、(ii) 本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性・妥当性、(iii) 本取引に係る手続の公正性、(iv) 本取引を行うことが対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、及び、(v) 上記(i)乃至(iv)を踏まえ、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することの是非を諮問し（以下(i)乃至(v)の事項を「本諮問事項」といいます。）、本諮問事項についての答申書を対象者取締役会に提出することを委嘱したことです。また、併せて、対象者は、本特別委員会に対して、(a) 対象者が公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら公開買付者と交渉を行うことを含む。）、(b) 本取引に関して、必要に応じて、本特別委員会が自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担する。）、又は、対象者が選任するアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）し、専門的助言を求める権限、並びに、(c) 対象者の役職員に対して、本特別委員会への出席を要求し、また、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報の提供を要求する権限の各権限を付与していることです。更に、本取引に関する対象者取締役会の意思決定は、上記委嘱に基づく本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとすることを決議したことです。

本特別委員会は、2023年9月14日より2023年12月13日まで合計11回にわたって開催されたほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、本諮問事項について、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、慎重に検討及び協議を行ったことです。

具体的には、まず、2023年9月14日開催の第1回特別委員会において、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティング並びにリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したことです。

更に、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認していることです。

その上で、本特別委員会は、(a) 対象者から、対象者の事業の状況、事業環境、経営課題、本取引の対象者事業に与える影響等について説明を受けるとともに、対象者に対して、本取引が対象者に与える影響等について質問状を送付し、これに対して書面で回答を得た上で、質疑応答を実施したことです。また、(b) 公開買付者に対しても、対象者の事業の状況、事業環境、経営課題を含む本取引の背景・経緯・本取引によって創出が見込まれるシナジー効果の有無を含む本取引の意義・目的・本取引後の経営方針等について質問状を送付し、これに対して書面で回答を得た上で、質疑応答を実施していることです。更に、(c) 対象者から、本事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で本事業計画の合理性について確認・承認し、AGSコンサルティングからも、対象者株式価値算定書の内容、方

法等について説明を受け、質疑応答を実施し、(d) 岩田合同法律事務所からは、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらの事項について質疑応答を実施しているとのことです。加えて、(e) 提出された本取引に係る関連資料等により、本取引に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議・検討を行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者から、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適宜に報告を受けた上で、公開買付者から本公開買付価格について最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り対象者との間での交渉の方針等について協議を行い、対象者に対して指示又は要請を行う等して、公開買付者との交渉過程に実質的に関与しているとのことです。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2023年12月14日に、対象者の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

(a) 本取引の目的の正当性・妥当性

公開買付者によれば、本取引の目的は、対象者との資本関係を更に強化し、これまで以上的一体化した経営を行うことにより、協業体制の構築や経営資源・ノウハウの最大化、意思決定の迅速化・簡素化、事業成長への経営資源の集中を図り、対象者の収益力の向上と成長を実現することにあるとのことである。他方、対象者は、現在の対象者の公開買付者との取引関係等を踏まえると、現在の資本構造を維持しつつ対象者単独での上場維持を目指すよりも、本取引により公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者グループとのより一層の連携強化や対外信用力の強化を図る方が、対象者の企業価値の向上に資すると考えている。

対象者は、公開買付者が販売する新築住宅に使用する鉄骨部材について、公開買付者の完全子会社である旭化成住工から材料の供給を受け、製造業務を受託している。この点、本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることで、少数株主が存在する中では一定の制限があった公開買付者と対象者の間の更なる連携強化が可能となり、また、公開買付者グループと一体感を持った迅速な意思決定が可能となる結果、公開買付者が展開する住宅事業における部材供給のサプライチェーンに関し、より一層の協業の推進を行うことができ、対象者の収益力の向上に繋がるものと考えられる。

また、対象者が展開する仮設機材事業に関して、対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者と対象者との間の更なる連携強化及び公開買付者グループと一体感を持った迅速な意思決定が可能となる結果、建設事業を展開する公開買付者グループとの間で、より一層の協業の推進（例えば、対象者と公開買付者グループとの間における仮設機材の共同開発の推進等）が可能となり、対象者の収益力の向上に繋がるものと考えられる。

したがって、本取引の実行により、対象者と公開買付者グループとの協業体制をより一層強化することができる結果、対象者の収益力を向上させることができが可能となり、本取引の目的が達成されることが期待できるものと評価できる。

また、本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者との間での製造情報の一元化による事務作業の効率化や、教育体制の充実による管理面を含めた製造ノウハウの共有化を進めること等により、対象者の経営課題である品質の安定及び労働安全衛生の改善を図ることができると考えられる。さらには、対象者は、運転資金を調達する手段として、主として金融機関からの借入れを利用しているところ、公開買付者の完全親会社である旭化成が一元管理を行うグループファイナンス（CMS）の活用による財務的な支援や信用力の補完を受けることが可能となると考えられる。

以上の各事項等により、本取引の実行により対象者が公開買付者の完全子会社になることで、対象者の収益基盤・事業基盤が強化され、対象者の中長期的な企業価値の最大化が図られると考えられる。

その一方で、本取引により生じ得るデメリットとして、本取引により対象者が上場廃止することに伴う資金又は資本調達や社会的信用力や人材採用力への影響が想定される。もつとも、前記のとおり、本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者の完全親会社である旭化成が行うグループファイナンス（CMS）の利用により資金調達が可能となるとともに、公開買付者の完全親会社である旭化成は、上場会社であり高い社会的信用及び認知度を有していると考えられることから、本取引により対象者が上場廃止したとしても対外的な信用力を補完することが可能であり、むしろ社会的信用力や人材採用力の更なる維持・向上が図られるともいえ、本取引によるデメリットは、仮に存在するとしても、本取引の実行にあたり特段の支障にはならないと評価できる。

これらに加えて、公開買付者においては、本取引の実行後、対象者の住宅鉄骨事業及び仮設機材事業のいずれについても原則として継続することを予定し、現在の対象者の従業員の雇用及び待遇を原則として維持することを想定しており、また、対象者との間でグループ人材育成プログラムの相互利用を可能とする体制の構築等も検討しているとのことであることを踏まえると、公開買付者は、対象者の従業員の取扱いについて対象者の企業価値の維持・向上の観点から適切な方針を有しているといえることや、本取引と同様の効果を生じさせることができると期待できる本取引以外の代替手段は想定されないと考えられることも踏まえると、本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められる。

(b) 本取引の取引条件の公正性・妥当性

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者、旭化成、及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS コンサルティングに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、対象者株式価値算定書を取得した。

本公開買付価格の公正性・妥当性の前提として、対象者株式価値算定書の信頼性について検討すると、まず、AGS コンサルティングによる対象者株式の1株当たりの株式価値の各算定方法は、いずれも一般的な算定方法と認められる。また、AGS コンサルティングがそれぞれの算定方法を採用した理由についても、不合理な点は認められない。当該各算定方法に基づく算定結果は、経験豊富な第三者算定機関であるAGS コンサルティングにより算定されたものであり、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定結果にも不合理な点は認められない。さらに、上記算定方法及びその結果の前提となる財務予測や前提条件等についても、いずれも不合理な点は認められない。

上記算定の基礎となる本事業計画については、対象者が2023年6月に公表した本中期経営計画における各事業年度の計画数値を上回る内容となっていることであるが、その理由としては、本中期経営計画における計画数値は、対象者が本中期経営計画以前に策定・公表した3度の中期経営計画がいずれも未達であった実績に鑑み、達成確度が高いと見込まれる保守的な水準として設定したものであるため、対象者は、AGS コンサルティングが対象者株式の価値算定を行うにあたり再策定する本事業計画では、足元の市況を踏まえ、努力要素を十分に織り込んだ上で実現可能性を見込むことができる水準に設定することが適切であると判断し、本事業計画を再策定したことである。また、本事業計画について、AGS コンサルティングは、複数回に亘って対象者と質疑応答を行い、その作成経緯、内容及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、本事業計画の合理性を確認していることである。これらを踏まえ、本特別委員会は、複数回にわたり委員会会合を開催し、本事業計画の作成について、対象者担当者に対して直接ヒアリングを行い、その内容・根拠、作成経緯・過程等について確認の上、AGS コンサルティン

グの助言を受けつつ慎重に審議・検討した結果、本事業計画の客觀性又は合理性を疑わせる事情は認められず、適切に作成されたものであることが確認できたことから、本特別委員会として、本事業計画は合理的と評価できる事業計画であり、本事業計画を前提として対象者株式の価値算定を行うこと及び本事業計画を公開買付者に提出することを承認した。以上より、対象者株式価値算定書には信頼性が認められると評価できる。

本公開買付価格である 750 円は、上記のとおり信頼性の認められる対象者株式価値算定書における市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回っており、また、対象者株式価値算定書における DCF 法による算定結果のレンジの中央値を超える金額でもあることからすれば、本公開買付価格は対象者株式価値算定書における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内にあると評価できる。

なお、本公開買付価格である 750 円は、対象者の 2023 年 9 月 30 日現在の簿価純資産額である 2,555 百万円を自己株式控除後の発行済株式総数（2,351,093 株）で割ることにより算出した 1 株当たり簿価純資産 1,087 円を下回っているが、この点について、対象者は、①純資産は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的でないこと、②仮に対象者が清算する場合、簿価純資産額がそのまま換価されるものではなく、即時・一括の売却が困難と考えられる汎用性の乏しい製造工場や、本社、支店及び機材センターの各建屋等は建築後相当程度の年月が経過し老朽化していることを踏まえると帳簿価額での売却が困難であり、更地にした上で売却が必要であることが見込まれること、製造工程の製品や仕掛品、原材料・貯蔵品の換価額は、スクラップ価値を基準としたものとなり、相当程度の毀損が見込まれること、③企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の相当程度の追加コストの発生も見込まれること等に鑑みると、対象者の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度に毀損された金額となることが想定され、1 株当たり簿価純資産が対象者株式の公正価値の最低価格となるという考え方は採用し難いと考えている。この点、以上の対象者の説明に不合理な点は認められず、本公開買付価格である 750 円が、1 株当たり簿価純資産 1,087 円を下回っていることをもって、本公開買付価格の公正性・妥当性を否定する理由にはならないと考えられる。

また、本公開買付価格のプレミアム水準は、経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けてー」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降に公表され、2023 年 11 月 14 日までに成立した支配関係のない会社同士かつ完全子会社化を目的とした公開買付けの事例（ただし、MBO 案件を除く。）64 件におけるプレミアム水準の中央値との関係で必ずしも高い水準とは評価できないものの、上記事例における 10% 刻みでのプレミアム分布と比較しても、本公開買付価格のプレミアム率は同等の水準にあり、相応のプレミアムが確保されていることからすれば、本公開買付価格は、本取引のシナジーによって対象者に実現される株式価値が相当程度反映されたものであると評価できる。

そして、本公開買付価格については、2023 年 11 月 15 日以降、対象者と公開買付者との間で複数回にわたる協議及び交渉が重ねられ、本特別委員会は、対象者からかかる対象者と公開買付者との間の協議及び交渉状況について逐次報告を受け、本特別委員会としての意見を表明するなどしており、本特別委員会として本公開買付価格に係る交渉過程に実質的に関与している。以上の本取引に係る交渉経過等において、透明性や公正性を疑わせるような事情も認められず、本公開買付価格は、本特別委員会が実質的に関与した上で実施された対象者と公開買付者との間の再三に亘る協議・交渉の結果として提案された価格であるとともに、公開買付者の当初提案額（対象者株式 1 株につき、665 円）から 750 円と大幅に増額されたものであって、真摯な交渉によって決定された価格であると評価できる。

以上より、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると評価できる。

また、本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件としても、本取引のスキームは、前記

のとおり本取引と同様の効果を生じさせることができると期待できる本取引以外の代替手段は想定されないことに鑑みても、また、対象者の少数株主にとって適切な投資回収の機会を与えるという意味からも、合理的なものであると評価できる。そして、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日と設定する予定とのことであること、本取引の公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことは否定されていないこと、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っていないこと等を踏まえると、対抗的な買付け等の機会が確保されているといえ、本取引における間接的なマーケット・チェックは相応に機能するものと評価できる。

加えて、公開買付者は、本公開買付けにおいて、797,400 株（所有割合：33.92%）を買付予定数の下限として設定しており、これは、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数（MoM）を上回るものとなることであるため、上記下限の設定は、実質的に MoM に相当する買付予定数の下限の設定として、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

また、本取引では、公開買付者が対象者株式の全てを取得することが前提とされており、対象者の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用されないこと、少数株主が本公開買付け又は本公開買付けの成立後に行われる対象者の本スクリューズアウト手続のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されていることが、対象者プレスリリース及び意見表明報告書を始めとする開示資料において明らかにされる予定であることを踏まえれば、本取引において強圧性は排除されていると認められる。

その他、本取引に係る本公開買付価格以外の条件についても、同種・同規模の取引条件と比較して不合理なものではないと考えられ、取引条件が公正性・妥当性を欠くものとは認められない。

以上より、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

(c) 本取引に係る手続の公正性

対象者は、本取引が対象者の主要株主かつ筆頭株主による持分法適用関連会社の買収に該当し、公開買付者と対象者又は対象者の少数株主との間には構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題が存することに鑑み、本取引の公正性を担保し、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益の確保を目的として、取締役会決議に基づき本特別委員会を設置した。本特別委員会は、社外取締役 2 名及び社外有識者 1 名の合計 3 名で構成されており、本特別委員会の委員はいずれも公開買付者、旭化成、及び対象者から独立している。以上に加え、対象者は、本特別委員会の設置を決議した取締役会において、本特別委員会に対して本諮問事項に対する答申を依頼するとともに、(i) 本取引に係る対象者取締役会の意思決定については本特別委員会の答申内容を最大限尊重して行うこと、及び、(ii) 本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないことを決議した。さらに、本特別委員会は、対象者取締役会から、(a) 対象者が公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限、(b) 本取引に関して、必要に応じて、本特別委員会が自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し、又は、対象者が選任するアドバイザーを指名若しくは承認し、専門的助言を求める権限、並びに、(c) 対象者の役職員に対して、本特別委員会への出席を要求し、また、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報の提供を要求する権限の各権限を付与されている。

したがって、本特別委員会は、特別委員として適格な者により構成され、適切な判断をす

ることが可能な設計とされており、かつ、対象者における本取引に関する意思決定に実質的に関与できる機会が確保されているといえる。

本特別委員会は、関係資料について調査・検討を行うとともに、対象者に対して、対象者の事業環境、事業計画、対象者の株価水準等、本取引の目的の合理性等及び本取引が対象者の企業価値に与える影響等について質問し、対象者より、書面による回答を受領し、回答書の内容に関する質疑応答を行った。また、公開買付者に対しても、本取引の目的、本取引後の経営方針、本取引に関する検討状況等について質問し、公開買付者より、書面による回答を受領し、回答書の内容に関する質疑応答を行った。さらに、本特別委員会は、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、本取引の内容及び進捗状況等、株式価値算定の内容等、公開買付者との間の協議・交渉等の状況に関して説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、対象者のリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受け、これらの点に関する質疑応答を行った。

以上のとおり、本特別委員会は、特別委員として適格な者により構成され、適切な判断をすることが可能な設計とされており、かつ、対象者における本取引に関する意思決定に実質的に関与できる機会が確保されている上に、実際にも、本特別委員会における審議は慎重かつ適切に行われ、本特別委員会として本取引の交渉過程に実質的に関与していたものといえることから、本特別委員会の設置及び審議等については、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

本公開買付けにおいて、対象者は、岩田合同法律事務所から受けた法的助言、AGSコンサルティングから受けた財務的見地からの助言、並びにAGSコンサルティングから提出を受けた対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行っている。

対象者は、公開買付者による対象者に対するデュー・ディリジェンスへの対応、本事業計画の検討及び作成、本取引後の対象者の経営方針の検討といった対象者における本取引の検討、交渉及び判断に関しては、取締役1名及び従業員2名から構成されるプロジェクトチームを設置し、当該メンバーの選定においては、旭化成及び公開買付者を含む公開買付者グループ（対象者を除く。）の役職員を兼任・兼務する又は過去これらの役職員であった対象者の役職員が含まれないよう留意して体制の構築を行っている。特に、対象者株式の株式価値算定の基礎となる本事業計画の策定に関しては、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングの助言を受けながら、その作成に關与する役職員の独立性を含めて策定プロセスの公正性についても留意して進めている。

また、対象者の取締役のうち、城戸信介氏は公開買付者の従業員を兼務しており、加藤雅教氏は公開買付者出身者であることから、それぞれ利益相反のおそれを回避する観点から、城戸信介氏及び加藤雅教氏の2名は、当該体制からは外れており、2023年12月14日に至るまでかかる取扱いを継続しており、かつ城戸信介氏、及び加藤雅教氏の2名のいずれかが本取引に係る検討、交渉及び判断に関して当該体制に対する指示等を行った事実はない。以上より、対象者は、公開買付者及び旭化成から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を構築しているものといえ、かかる体制は、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

対象者は、本取引に関して、フィナンシャル・アドバイザーとしてAGSコンサルティングを、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所をそれぞれ選任し、本取引の諸手続や本公開買付価格を含む本取引の条件等の公正性・妥当性を確保するため、対象者及び

本特別委員会は必要かつ十分な助言を得ている。なお、いずれも、公開買付者、旭化成、及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していない。なお、本取引に係るAGSコンサルティングに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるものではないと認められる。また、岩田合同法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことから、かかる報酬体系が岩田合同法律事務所の独立性の判断等に影響を与えるものではないと考えられる。したがって、AGSコンサルティング及び岩田合同法律事務所の選任及びこれらによる助言は、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

本取引では、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定する予定とのことであり、本取引の公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことは否定されていない。また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことである。これらを踏まえると、対抗的買付け等の機会が確保されているといえ、本取引における間接的なマーケット・チェックは相応に機能するものと評価できる。

以上に加え、本取引では、対象者の少数株主が本取引について評価・判断するにあたり、適切な情報が提供される予定であることや、本公開買付けにおける買付予定数の下限については、上記下限を満たす場合、実質的に本応募契約の対象となる株式を含め発行済株式の過半数の応募があることにもなることから、上記下限の設定は、実質的にMoMに相当する買付予定数の下限の設定として、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できること、本取引では、少数株主が本公開買付け又は本公開買付けの成立後に行われる対象者の本スクイーズアウト手続のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されていることが、対象者プレスリリース及び意見表明報告書を始めとする開示資料において明らかにされる予定であることを踏まえれば、本取引において強圧性は排除されていると認められる。

以上により、本取引においては、各公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

(d) 本取引を行うことが対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

前記のとおり、①本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められること、②本公開買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること、③本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられることからすると、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないと考えられる。

(e) 対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することの是非

前記のとおり、①本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められること、②本公開買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること、③本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられること、④本取引を行うことは対象者の少数株

主にとって不利益ではないと考えられることからすると、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することは妥当であると考えられる。

⑤ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者プレスリリースによれば、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2023年9月上旬に、岩田合同法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、公開買付者から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の株主共同の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。

具体的には、対象者は、本特別委員会の指示を受け、公開買付者による対象者に対するデュー・ディリジェンスへの対応、本事業計画の検討及び作成、本取引後の対象者の経営方針の検討といった対象者における本取引の検討、交渉及び判断に関しては、取締役1名及び従業員2名から構成されるプロジェクトチームを設置し、当該メンバーの選定においては、旭化成及び公開買付者を含む公開買付者グループ（対象者を除きます。）の役職員を兼任・兼務する又は過去これらの役職員であった対象者の役職員が含まれないよう留意して体制の構築を行ったとのことです。とりわけ、対象者株式の株式価値算定の基礎となる本事業計画の策定に関しては、フィナンシャル・アドバイザーであるAGSコンサルティングの助言を受けながら、その作成に関与する役職員の独立性を含めて策定プロセスの公正性についても本特別委員会の確認を受けながら進めているとのことです。

また、下記「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載の理由から、城戸信介氏及び加藤雅教氏の2名は、当該体制からは外れており、2023年12月14日に至るまでかかる取扱いを継続しており、かつ城戸信介氏、及び加藤雅教氏の2名のいずれかが本取引に係る検討、交渉及び判断に関して当該体制に対する指示等を行った事実はないとのことです。

これらの取扱いを含めて、対象者における本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）の構築に際しては岩田合同法律事務所の助言を踏まえており、かつ、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会から承認を得ているとのことです。

⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年12月14日開催の取締役会において、対象者の取締役7名のうち、城戸信介氏及び加藤雅教氏の2名を除く利害関係を有しない取締役5名全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一一致により、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

当該取締役会においては、対象者の取締役のうち、城戸信介氏は公開買付者の従業員を兼務しており、加藤雅教氏は公開買付者出身者であることから、それぞれ利益相反のおそれを回避する観点から、審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。

⑦ 取引保護条項の不存在

公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全ての株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を 30 営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しております。

⑨ 「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」を達成する買付予定数の下限の設定

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、797,400 株（所有割合：33.92%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。かかる買付予定数の下限（797,400 株）は、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」（対象者第 2 四半期報告書に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（2,378,740 株）から、対象者第 2 四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（27,647 株）及び公開買付者が所有する本日現在の対象者株式数（770,000 株）を控除した株式数（1,581,093 株）に係る議決権の数（15,810 個）の過半数に相当する数（7,906 個）に相当する対象者株式数（790,600 株））を上回るものとなります。

このように、公開買付者は、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととし、対象者の少数株主の皆様の意思を重視した買付予定数の下限の設定を行っております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本取引の一環として、本公開買付けを実施いたします。また、本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかつた場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権の数の 90% 以上となり、公開買付者が会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式 1 株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主（公開

買付者及び対象者を除きます。) の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主全員 (公開買付者及び対象者を除きます。) から、その所有する対象者株式の全てを取得します。そして、当該各株主の所有していた対象者株式 1 株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第 179 条の 2 第 1 項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会において、かかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法の規定として、会社法第 179 条の 8 その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主 (公開買付者及び対象者を除きます。) は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権の数の 90% 未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合 (以下「株式併合」といいます。) を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。) を開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2024 年 4 月上旬頃を予定しています。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより、株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数 (合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。) に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格について、公開買付者は、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主 (公開買付者及び対象者を除きます。) に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを、対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て (ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。) を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主 (公開買付者及び対象者を除きます。) の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主 (公開買付者及び対象者を除きます。) は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主 (公開買付者及び対象者を除きます。) に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切

ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続が実行された場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、2023年12月14日付で、アルインコとの間で、本応募契約を締結しております。当該応募について、充足される必要のある前提条件はございません。なお、アルインコは、公開買付期間中に、本公開買付価格より高い買付価格による対抗的公開買付け（以下「対抗的公開買付け」といいます。）が実施された場合、公開買付者による本公開買付けへの応募を撤回し、対抗的公開買付けへ応募することができるものとされています。ただし、アルインコは、本公開買付けへの応募を撤回し、対抗的公開買付けへの応募をしようとする場合、公開買付者に対して、アルインコが本公開買付けに応募することがアルインコの取締役の善管注意義務違反を構成する可能性があることを示す外部弁護士の意見書を提示するものとされています。また、本応募契約以外に、公開買付者とアルインコとの間で、本公開買付けに係る合意は存在せず、また、本公開買付価格の支払いを除き、本取引に際して、公開買付者及び対象者からアルインコに対し付与される利益はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	中央ビルト工業株式会社	
② 所 在 地	東京都中央区日本橋富沢町11番12号	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 齋藤 健	
④ 事 業 内 容	建設用の仮設機材・型枠機材の製造・販売・賃貸及び住宅用鉄骨部材の製造受託	
⑤ 資 本 金	100,000千円（2023年9月30日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	1951年3月7日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2023年9月30日現在)	旭化成ホームズ株式会社	32.8%
	アルインコ株式会社	9.4%
	日鉄建材株式会社	4.1%
	高梨 嘉嗣	3.0%
	遠藤 晶久	2.7%
	株式会社SBI証券	2.0%
	磯貝 實	1.6%
	三井住友信託銀行株式会社	1.5%
	楽天証券株式会社	1.0%
	中平 伸一	0.9%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、対象者株式 770,000 株（所有割合：32.75%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりま	

	す。
人　　的　　関　　係	対象者の取締役 7 名のうち 1 名が公開買付者の出身者であり、1 名が公開買付者の従業員を兼務しております。また、2023 年 9 月 30 日現在、公開買付者の従業員 2 名、公開買付者の完全子会社である旭化成住工の従業員 6 名が対象者へ出向しております。
取　　引　　関　　係	公開買付者は、対象者との間で不動産・製造設備の賃貸借取引を行っております。また、旭化成住工は、対象者に材料を販売し、対象者から製品を購入しております。
関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (2023 年 9 月 30 日現在)」は、対象者第 2 四半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 日程等

① 日程

取　締　役　会　決　議	2023 年 12 月 14 日 (木曜日)
公　開　買　付　開　始　公　告　日	2023 年 12 月 15 日 (金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公　開　買　付　届　出　書　提　出　日	2023 年 12 月 15 日 (金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2023 年 12 月 15 日 (金曜日) から 2024 年 2 月 1 日 (木曜日) まで (30 営業日)

(注) 金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 8 条第 1 項及び行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号。その後の改正を含みます。) 第 1 条第 1 項第 3 号に基づき 2023 年 12 月 29 日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主 (以下「応募株主等」といいます。) からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていません 2023 年 12 月 29 日にも行われます。

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

④ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 750 円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコから独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を参考に

しました。また、公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、みずほ証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。なお、みずほ証券は、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しております。

みずほ証券は、対象者の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書、2023年12月13日を基準日とする対象者株式の終値529円、同日までの過去1ヶ月間の市場株価の終値単純平均値534円、3ヶ月間の市場株価の終値単純平均値546円、6ヶ月間の市場株価の終値単純平均値543円等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法：529円から546円
DCF法：552円から1,047円

市場株価基準法では、2023年12月13日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値（529円）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値（534円）、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値（546円）及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値（543円）を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を529円から546円と算定しております。

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画（2024年3月期から2028年3月期までの5年間）を基礎とし、直近までの業績の動向、公開買付者が2023年8月下旬から同年11月上旬まで対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が2024年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を552円から1,047円と算定しております。なお、当該事業計画は、本取引の実行を前提としておりません。また、上記DCF法の算定の基礎となる対象者の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれており、具体的には2025年3月期においては、仮設機材事業における内製から外注化の推進、機材センターの集約による地代家賃の減少等のコスト削減を主因として営業利益は前事業年度比で102%以上となる増加を見込み、それに加え、前事業年度比で設備投資を抑制することを要因にフリー・キャッシュ・フローは前事業年度比黒字化することを見込んでおります。2026年3月期は、仮設機材事業における更なる外注化比率の向上による製造原価の減少等を主因として、営業利益が前事業年度比で41%以上増加、フリー・キャッシュ・フローが前事業年度比で33%以上増加することを見込んでおります。2028年3月期は、継続した設備投資の抑制による減価償却費の減少を主因として、営業利益が前事業年度比で36%以上増加することを見込んでおります。

公開買付者は、みずほ証券から取得した本株式価値算定書に加え、2023年8月下旬から同年11月上旬まで対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の有無及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に2023年12月14日、本公開買付価格を750円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である750円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年12月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値529円に対して41.78%、2023年12月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値534円に対して40.45%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値546円に対して37.36%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値543円に対して38.12%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(注) みずほ証券は、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なもの

であること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、公開買付者の経営陣がその内容を精査した上でみずほ証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券の算定は、2023年12月13日までの上記情報を反映したものです。

② 算定の経緯

公開買付者は、2023年4月上旬に本取引の本格的な検討を開始し、2023年7月上旬、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を、2023年7月上旬には法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をそれぞれ選任しました。その後、公開買付者は、2023年7月24日、対象者に対して、公開買付者の社内で本取引の検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨を伝達し、2023年7月27日、対象者から協議に応じる旨の回答を得ました。これを受け、公開買付者は、2023年8月26日、本取引の背景及び目的、想定されるシナジー及びスケジュールを記載した本意向表明書を対象者に対して提出しました。これに対して、公開買付者は、2023年9月1日、対象者より、適切な社内検討体制の整備を含め、公正性担保措置を講じた上で正式な検討を開始する旨の回答を受けました。そして、公開買付者は、2023年8月下旬から2023年11月上旬まで対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施するとともに、2023年11月15日には、対象者が設置した本特別委員会に対して、本取引の意義・目的、本取引の概要について説明を行うとともに、本特別委員会からの質疑に対する回答を行いました。

また、2023年11月中旬以降は、本公開買付価格について協議を重ねてまいりました。具体的には、2023年11月15日、公開買付者は対象者に対して、デュー・ディリジェンスによって開示された対象者の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書、2023年11月14日時点の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の市場株価の終値の単純平均値、対象者より受領した2024年3月期から2028年3月期までの事業計画を基礎とし、公開買付者において一定の調整を行った収益予測を前提として算定したみずほ証券による株式価値試算結果及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を665円（2023年11月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値532円に対して25.00%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値542円に対して22.69%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値557円に対して19.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値541円に対して22.92%のプレミアムを加えた価格）とすることを提案しました。これに対し、2023年11月20日、公開買付者は、対象者より、公開買付者、旭化成及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準等を踏まえ、当該提案価格について本特別委員会とともに検討し、当該提案価格は、対象者の企業価値を適切に反映したものではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考えたことから、本公開買付価格の再考を要請されました。これを受け公開買付者にて再度検討を行い、2023年11月22日、本公開買付価格を705円（2023年11月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値530円に対して33.02%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値539円に対して30.80%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値556円に対して26.80%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値541円に対して30.31%プレミアムを加えた価格。）とすることを再提案しました。2023年11月27日、公開買付者は、対象者より、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準（PBR（株価純資産倍率）の水準を含みます。）等を踏まえ、2023年11月22日に提案された本公開買付価格は、依然として対象者の企業価値を適切に反映したものではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考えたことから、本公開買付価格の更なる引き上げ及び公開買付者から提案する本公開買付価格の設定根

拠を示すよう要請されました。公開買付者は、対象者からかかる要請について改めて真摯に検討し、2023年11月29日、本公開買付価格を740円（2023年11月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値539円に対して37.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値537円に対して37.80%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値556円に対して33.09%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値541円に対して36.78%プレミアムを加えた価格。）とすることを再提案しました。また、公開買付者は、提案する本公開買付価格が、対象者より受領した事業計画に対し、公開買付者にて一定の調整を加えた事業計画を用い算出したDCF法に基づくみずほ証券による試算結果に鑑みれば、十分に魅力的な提案であると判断しており、また、一般株主の取得株価にかかる分析を踏まえても十分な価格及びプレミアム率であると認識している旨の説明も行いました。これに対して、2023年12月4日、公開買付者は、対象者より、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準（PBR（株価純資産倍率）の水準を含みます。）等を踏まえ、2023年11月29日に提案された本公開買付価格について本特別委員会とともに慎重に検討した上で、当該提案価格は、対象者の少数株主の利益への配慮という観点から、相当程度の配慮をしているものと捉えているものの、本取引の実行によるシナジーを加味しておらず、将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないこと及び対象者株式を長期間保有している株主の利益に対しても最大限の配慮が必要であると考えたのことから、本公開買付価格の更なる引き上げ要請を受けました。これを受け公開買付者は、対象者からの回答を真摯に検討し、様々なステークホルダーの利益に最大限配慮する観点から、2023年12月6日、本公開買付価格を750円（2023年12月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値534円に対して40.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値537円に対して39.66%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値553円に対して35.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値542円に対して38.38%プレミアムを加えた価格。）とすることを再提案しました。その後、公開買付者は、2023年12月11日、対象者より、対象者の少数株主の利益への配慮を理由に、引き続き本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けましたが、2023年12月13日、当該提案価格は、公開買付者として提示可能な最大限度の価格であり、これ以上の価格の引上げには応じられないとして、改めて本公開買付価格を750円とする旨の提案を行いました。これに対し、同日付で対象者から当該最終提案を受諾する旨の回答を得ました。

また、公開買付者は、上記対象者との間の協議及び交渉と並行して、アルインコに対して2023年11月15日に本応募契約のドラフトを提示し、本取引を実施する意向がある旨を説明するとともに、本公開買付けへの応募について打診を行ったところ、同日、アルインコから本取引の趣旨に賛同し、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、アルインコとの間で本公開買付けへの応募に関して協議・交渉を実施し、2023年12月14日、本公開買付価格を750円とすることを含めた本応募契約を締結しております。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、2023年12月14日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（i）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得いたしました。また、公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、みずほ証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、みずほ証券は、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 当該意見の概要

みずほ証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価基準法及びDCF法を用いて、対象者の株式価値の算定を行っております。採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法：529円から546円
DCF法 : 552円から1,047円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、みずほ証券から取得した本株式価値算定書に加え、2023年8月下旬から同年11月上旬まで対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の有無及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に2023年12月14日、本公開買付価格を750円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である750円は、みずほ証券の市場株価基準法による算定結果(529円～546円)の上限を上回るものであり、また、DCF法による算定結果(552円～1,047円)のレンジの範囲内の価格となります。

③ 算定機関との関係

公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー(算定機関)であるみずほ証券は、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定期	買付予定期の下限	買付予定期の上限
1,581,093株	797,400株	一株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定期の下限(797,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定期の下限(797,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定期の上限を設定しておりませんので、買付予定期は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である1,581,093株を記載しております。これは、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(2,378,740株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(27,647株)及び本日現在の公開買付者が所有する対象者株式の数(770,000株)を控除した株式数(1,581,093株)です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	7,700個	(買付け等前における株券等所有割合 32.75%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	54個	(買付け等前における株券等所有割合 0.23%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	23,510個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)

買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	23,348 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者が所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。また、特別関係者の所有株券等（対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は0個と記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（2,378,740株）から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（27,647株）を控除した2,351,093株に係る議決権の数（23,510個）を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(8) 買付代金 1,186百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数（1,581,093株）に、本公開買付価格（750円）を乗じた金額です。

(9) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
2024年2月8日（木曜日）

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(10) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還が必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（797,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（797,400 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(9) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合

を除きます。) は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(11) 公開買付開始公告日

2023 年 12 月 15 日（金曜日）

(12) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023 年 12 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付け

に賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することの決議を行ったとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

「剩余金の配当（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2023年12月14日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2024年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が同日に公表した「剩余金の配当（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

以上